

第 17 号議案

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例の件  
神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市立自然の家条例（昭和48年 3 月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
<p>別表（第 9 条関係）</p> <p>(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合</p> <table border="1" data-bbox="201 1547 756 1621"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>この表において「教育のために」とは、教育課程に基づく学習活動を行う場合をいう。</u></p> <p><u>3 ～ 7</u> [略]</p>	[略]	<p>別表（第 9 条関係）</p> <p>(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合</p> <table border="1" data-bbox="845 1547 1401 1621"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2 ～ 6</u> [略]</p>	[略]
[略]			
[略]			

(2) [略]

(2) [略]

第2条 神戸市立自然の家条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

別表（第9条関係）

(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合

使用目的	施設	宿泊を伴う使用に係る利用料金（1人1泊につき）		宿泊を伴わない使用に係る利用料金（1人1回につき）	
		小人	大人	小人	大人
		学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する場合	宿泊棟	200円	600円
テント施設 （10平方メートル未満の区画）	120円		360円		

備考

1～3 [略]

4 この表において「小人」とは、3歳以上の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは18歳以上の者で小人以外のものをいう。

5～8 [略]

(2) (1)に該当しない場合

施設	宿泊を伴う使用に係る利用料金（1泊につき）
[略]	[略]

備考 [略]

第2条による改正前

別表（第9条関係）

(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合

使用目的	施設	宿泊を伴う使用	宿泊を伴わない使用
		利用料金（1人1泊につき）	利用料金（1人1回につき）
学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する場合	宿泊棟	150円	75円
	テント施設 （10平方メートル未満の区画）	90円	

備考

1～3 [略]

4～7 [略]

(2) (1)に該当しない場合

施設	宿泊を伴う使用
	利用料金（1泊につき）
[略]	[略]

備考 [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の神戸市立自然の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の神戸市立自然の家の使用について適用し、同日前の神戸市立自然の家の使用については、なお従前の例による。

## 理 由

神戸市立自然の家の利用料金等を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。